

弘前支部だより

第27号 令和2年12月1日 青森県美容業生活衛生同業組合弘前支部
弘前支部★Instagram hirosaki_biyokumiai

プレミアムビューティーサロンチケット

お客様への11月末までの販売予定を12月末までの販売に延長となりました。利用は1月末までですので、成人式のお支払いや、普段あまり購入しないお客様へのスタイリング剤代、シャンプートリートメント等の提案もしやすくなると思いますので、是非ご活用して次回への来店、ヘアケア剤のリピートへつなげてみましょう。

新型コロナウイルス感染症対策

先日、店内衛生状態について指導員の方が各店舗へチェックをしに行ったと思います。今一度、店内の衛生、器具の消毒、お客様との接客距離感の見直しをお願い致します。チェックは2回となっていますので、足りなかった部分は早急改善をお願い致します。なにより、美容師の皆さん、組合員の皆さんが健康でいられることを願って徹底した消毒、接客中のマスク等最善の注意をお願いします。私達美容師は国家資格保持者であり、衛生法をしっかりと順守することで営業許可を頂き、休業要請の対象にはならない事になっています。胸を張って堂々と接客しお客様を綺麗にし、このコロナ禍の中、少しでも皆様の気持ちを盛り上げてあげられたらと思います

新型コロナウイルス感染症に関する各種支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の方や県民の方を支援するための制度等をご案内します。この他にも、お住まいの市町村で独自の支援策を実施している場合もありますので、必要に応じてお住まいの市町村へお問い合わせください。

～生活にお困りの方への支援(主なもの)～

◆特別定額給付金

- ・実施主体 市町村
- ・給付対象者 基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方
- ・受給権者 その者の属する世帯の世帯主
- ・給付対象者1人につき10万円

◆子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金(一時金)を支給 ・対象児童一人当たり1万円

◆ひとり親世帯への臨時特別給付金

児童扶養手当を受給する世帯等に対し、臨時特別の給付金(一時金)を支給

- ・1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円。さらに収入減の場合5万円

◆生活福祉資金貸付制度の特例貸付(償還免除の特例あり)

1 緊急小口資金

休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のために貸付を必要とする世帯

- ・限度額 10万円 以内 ただし、学校等の休業、個人事業主等の特例の場合は20万円以内
- ・貸付利率 無利子 ・保証人 不要 ・償還期限 2年以内(据置期間1年以内)

2 総合支援資金

収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯 ・限度額 単身世帯:月額15万円 以内 複数世帯:月額20万円 以内

・貸付利率 無利子 ・保証人 不要 ・貸付期間 原則3か月以内

・償還期限 10年以内(据置期間1年以内)

◆新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、休業支援金・給付金を支給します。

・対象者 令和2年4月1日から12月31日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払なし)した中小企業の労働者

■問い合わせ先 各市町村

■コールセンター 0120-260-020 9:00~20:00(土日・祝日含む)

・支給額 211日当たり支給額(11,000円が上限):休業前の1日当たり平均賃金×80%
休業実績:各月の日数(30日又は31日)・就労した又は労働者の事情で休んだ日数

■問い合わせ先 各市町村

■コールセンター 0120-400-903 9:00~18:00(土日・祝日を除く)

■問い合わせ先 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

0120-221-276(平日 8:30~20:00, 休日 8:30~17:15)

■コールセンター 0120-271-381 9:00~18:30(土日・祝日を除く)

~中小・小規模事業者、個人事業主の方向け(主なもの)~

○資金繰りにお困りの方

新型コロナウイルス感染症により、売上高等が減少している方は「経営安定化サポート資金『災害枠』」の融資を活用いただける場合があります。

※利子の補給及び信用保証料の助成を受けるに当たっては、各市町村によるセーフティネット4号、5号、危機関連保証の認定を受ける必要があります。【実施期間】令和2年12月31日までに保証申込を受付し、かつ令和3年1月31日までに融資実行するものに限る。

融資対象 小・中規模事業者 個人事業主

限度額 4,000万円

影響を受ける売上高 ▲5%以上

融資利率 原則 年0.9%

利子の補給 借入後3年間補給

信用保証料の助成 100%助成

融資期間(うち据置期間) 10年以内(5年以内)

■取扱金融機関 県内金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)

■問い合わせ先 青森県信用保証協会 TEL017-723-1354(保証業務課)

青森県商工労働部商工政策課 TEL017-734-9368(商工金融グループ)

○持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

・給付対象者 中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している方(農林漁業者なども含む)

・給付額 中小法人等200万円以内、個人事業者等100万円以内

※前年の総売上(事業収入)・前年同月比▲50%月の売上×12か月 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限

○雇用調整助成金の特例措置の拡大(令和2年4月1日から12月31日まで)

雇用調整助成金は経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

- ・特例措置の対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主(全業種) ・休業手当に対する上限額の引き上げと助成率の拡充

中小企業 2/3 → 4/5(解雇等を行わず雇用維持を行う場合 10/10)

日額上限額 8,370 円 → 15,000 円 ・雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象 ・生産指標の要件を3か月10%以上減少から1か月5%以上減少に緩和 等

※令和2年9月30日現在

○青森県新しい生活様式対応推進応援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と事業の維持発展に向けて「新しい生活様式」を実践している事業者(農林漁業者のほか、各種法人(NPO 法人、医療法人等)も含まれる)に対し、応援金を支給します。

【応援金の額】 10万円

■問い合わせ先 持続化給付金事業 コールセンター 0120-279-292(毎日 8:30~19:00)※土曜日祝日を除く

■申請サポート会場案内 <https://www.meti.go.jp/covid-19/shinsei-support.html>

■問い合わせ先 青森県新しい生活様式対応推進応援金電話相談窓口 0120-945-769(通話料無料)(平日 9:00~17:00)

http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/atarashii_seikatsu_ouenkin.html

- ◆5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を 下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給します。

- ・支給対象(1、2、3すべてを満たす事業者)

資本金 10 億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者※ ※医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人など会社以外の法人も幅広く対象 25 月~12 月の売上高について、1 ヶ月で前年同月比▲50%以上、または、連続する3 ヶ月の合計で前年同期比▲30%以上
自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

- ・給付額 申請時の直近1 ヶ月における支払賃料(月額)に基づき算定した 給付額(月 額)の6倍

※法人の給付額(月額)の算定方法は以下のとおり。100万円が上限額。支払賃料(月額)が75万円以下の場合、
支払賃料(月額)×2/3 支払賃料(月額)が75万円以上の場合 50万円+(支払家賃(月額)の75万円の超過分×1/3)個人事業者の給付額(月額)の算定方法は以下のとおり。50万円が上限額。支払賃料(月額)が75万円以下の場合 支払賃料(月額)×2/3 支払賃料(月額)が75万円以上の場合 25万円+(支払家賃(月額)の37.5万円の超過分×1/3)

■問い合わせ先 最寄りの各ハローワーク 青森労働局 TEL017-721-2003(職業対策課)

■コールセンター 0120-60-3999(毎日 9:00~21:00)

■問い合わせ先 家賃支援給付金 コールセンター 0120-653-930(毎日 8:30~19:00)※土曜日祝日を除く

○青森県中小企業デジタル化推進事業費補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等を目的として、県内中小企業者がテレワークやウェブ会議、非対面型ビジネスに使用するためのPCの購入に要する経費の一部を補助します。

【補助率】 4分の3 【補助上限額】 10万円

○経営課題解決に向けた専門家の派遣(エキスパートバンク【コロナ枠】)

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている事業者の経営改善及び課題解決を支援するため、専門家を3回まで無料で派遣します。

- ・対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により月間事業収入が前年同月比で20%以上減少した月がある事業者
- ・費用負担 1テーマにつき3回まで無料(4回目以降は3分の1負担)

■問い合わせ先 一般社団法人サービスデザイン推進協議会 <https://www.it-hojo.jp/>

■問い合わせ先 青森県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ 電話 017-734-9420
FAX017-734-8115

メール sozoka@pref.aomori.lg.jp (公募要領、提出様式等)

■問い合わせ先 青森県中小企業団体中央会 <http://jongara.net/blog/archives/6267>

(連携支援 1 課)電話 017-777-2325 メール renkei-one@jongara.net (八戸支所)電話 0178-43-6525 メール Snohe@jongara.net

(弘前支所)電話 0172-39-7002 メール hirosaki@jongara.net

■問い合わせ先 青森県 商工労働部 新産業創造課 電話:017-734-9418

メール:sozoka@pref.aomori.lg.jp

URL:https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/ict/digital_hojo.html

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/sozoka/covid19_ikourenkei_hojyokin_koubo.html

■問い合わせ先 県内の各商工会議所及び各商工会

～中小・小規模事業者、個人事業主の方向け(主なもの)～

税制措置(主なもの)

- ・国税・地方税の徴収の猶予の特例
- ・中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減
- ・欠損金の繰戻しによる還付の特例

■問い合わせ先 (国税)各税務署 (県税)各地域県民局県税部 (市町村税)各市町村

○あおもりテレワーク相談所 相談窓口

特定非営利活動法人あおもり IT 活用サポートセンター 電話 070-6951-4624 [メール aomori.telework@aoit.jp](mailto:aomori.telework@aoit.jp)

https://aoit.jp/news/aomori_telework

テレワークの導入に意欲的な企業に対し、IT 専門家が電話・メール等による相談対応等を行います。

(相談内容例)・オンライン会議システムを使って社内会議や採用活動をしたい

- ・社内でスケジュール管理を一元化したい
- ・テレワーク導入に活用できる補助金が知りたい

【新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口】

■日本政策金融公庫 青森支店 017-734-2511(中小企業事業) 017-723-2331(国民生活事業)

弘前支店 0172-36-6303 八戸支店 0178-22-6274 ■商工中金 青森支店 017-734-5411、八戸支店 0178-45-8811

■青森県信用保証協会 017-723-1354

■青森県よろず支援拠点 017-721-3787

■各商工会議所 ■青森県商工会連合会 ■青森県中小企業団体中央会

このように各種支援色々あります。思うように売り上げが上がりなかつたり、小さなお子様や家族の介護等で思うように仕事が出来なかつたり心配事は次から次へとやってくるものです。

しかし、国の支援制度や弘前市の支援制度、美容組合で始めているビューティーサロンチケットを活用するなど今を何とか乗り越えて弘前市の方々の美容を盛り上げて行っていただきたいと思います！何か困り事やお悩み事がございましたら組合理事へお問い合わせください。

☆新規加入者ご紹介☆

これから末永くよろしくお願ひいたします。

salon LANAI 大川 真由

RIFF 藤田 洋介